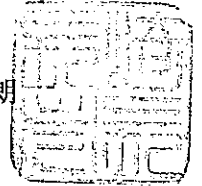


長崎市告示第355号

長崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月24日

長崎市長 鈴木史朗



長崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

長崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱（令和6年長崎市告示第722号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画に定める2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロのまちの実現を目的としたゼロカーボンシティ長崎の実現に資するため、脱炭素先行地域内における温室効果ガスの排出量削減に資する設備を導入する者に対し、予算の範囲内において、長崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）<u>に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画に定める2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロのまちの実現を目的としたゼロカーボンシティ長崎の実現に資するため、脱炭素先行地域内における温室効果ガスの排出量削減に資する設備を導入する者に対し、予算の範囲内において、長崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）<u>に定めることを目的とする。</u></p>

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国実施要領別紙1に掲げる要件並びに地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領の一部を改正する要領（令和7年環地域事発第2503102号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同要領による改正前の国実施要領の規定の要件及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領の一部を改正する要領（令和8年環地域事発第2603313号）第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同要領による改正前の国実施要領の規定の要件を満たす次に掲げる設備を整備する事業とする。

(交付の条件)

第8条 [略]

- (1) [略]
- (2) 補助対象者が個人の場合にあっては、補助対象事業を実施した設備に係る使用電力を全て再生可能エネルギーによって発電された電力にて賄うよう努めること。
- (3) 補助対象者が事業者の場合にあっては、補助対象事業を実施した設備に係る使用電力を実績報告までに全て再生可能エネルギー

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国実施要領別紙1に掲げる要件及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領の一部を改正する要領（令和7年環地域事発第2503102号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同要領による改正前の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領の規定の要件を満たす次に掲げる設備を整備する事業とする。

(交付の条件)

第8条 [略]

- (1) [略]
- (2) 補助対象者は、補助対象事業を実施した建築物に係る使用電力を、全て再生可能エネルギーによって発電された電力にて賄うよう努めること。

[新設]

ギーによって発電された電力にて賄うこと。

(4) [略]

(3) [略]

別表第2共通の項中第4号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 補助対象設備に係る使用電力を再生可能エネルギーによって発電された電力にて賄った場合、それを証する書類（契約した小売電気事業者名、プラン名、契約日等が確認できること。）

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。